

1 中間評価にあたって

千葉県では、健康増進のための法定計画として、県民の総合的な健康づくりの指針となる「健康ちば21」（計画期間 平成13年度から22年度までの10年間）を策定し、基本目標として「平均寿命の延伸」、「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」の3項目と基本方針として「11分野の目標値」と「ライフステージに応じた健康づくり」を掲げ、県民が主体的に取り組む健康づくりを進めてまいりました。

また、この計画は、全国に先駆け、従来の保健指導から一歩進めて、県民一人ひとりにあった健康づくりメニューの提示や生涯を通じた女性の健康づくりの推進を掲げるほか、地域におけるリハビリテーションの支援体制の整備を盛り込んでいます。

今回の中間評価に当っては、平成17年度に県民を対象に実施した「生活習慣に関するアンケート調査」とその他のデータを用いて、その取り組み状況や達成状況を分析・評価いたしました。

また、本県独自の取り組みである健康生活コーディネーター事業や女性専用外来、地域リハビリテーション体制の整備等についても、その進捗状況を掲載しております。

なお、国においては、糖尿病や心疾患、がん等の生活習慣病の増加が、人々の生活の質に大きな影響を及ぼしていることや医療費の増大につながっていることに鑑み、平成18年6月に健康保険法等の一部改正を行い、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置いた新しい健診・保健指導の実施を医療保険者に義務付けるほか、都道府県の健康増進計画についても、医療計画及び医療費適正化計画と調和の取れた計画となるよう、平成19年度中の改定を求めています。

そこで、本県においても、平成19年度中に、「生活習慣病を中心とした千葉県の健康・医療ビジョン」や医療制度改革、この中間評価報告書等を踏まえ、医療費適正化計画や保健医療計画等と整合を計り、新たな視点で「健康ちば21」を見直し、改定した計画を公表することとしています。